

2025(令和7)年4月18日

真鶴町立小・中学校の保護者の皆様

真鶴町健康こども課長
真鶴町教育委員会教育課長
(公印省略)

登下校や放課後の安全について（通知）

保護者の皆様には日頃より真鶴町の行政について、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、真鶴町では、「こどもまんなか社会」の実現をめざして、町のこどもたちが家庭や社会に支えられる中で健やかに成長し、個性や多様性が尊重され、自分らしく生きていく環境づくりを進めています。

つきましては、こどもたちの放課後の過ごし方の多様化に鑑み、登下校や放課後の安全及び学校の責任範囲について、改めて保護者の皆様にお知らせいたします。

学校保健安全法第27条及び第30条（※参照）において、学校の果たす役割として「登下校時の安全指導を行うとともに、警察や保護者等と連携に努めること」とされていることから、登下校や放課後の児童生徒の安全は学校の管理下ではなく、保護者の管理下となります。

真鶴町としては、今後も地域と連携してこどもの安全の確保を図っていきますので、登下校中や放課後における事故・トラブル・所在不明などの事案については、次の窓口にご連絡いただきますようお願いいたします。

担当機関	連絡内容の例
健康こども課・教育課 (0465-68-1131)	児童生徒の所在確認、登下校や放課後におけるトラブルに関する相談等
小田原警察署 (0465-32-0110)	行方不明、事件・事故、不審者など緊急時

※学校保健安全法（抜粋）

【第27条】

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

【第30条】

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

（裏面につづく）

【保護者の皆様にお願い】

登下校や放課後に児童生徒が安全に過ごすためには、ご家庭での声かけやルールの確認が大切です。

つきましては、次の点について、外出前にお子様と確認していただきますようお願いいたします。

外出前にお子様と確認していただきたいこと

- ① どこに行くのか（行き先）
- ② 誰と何をしに行くのか（友だちの名前・目的など）
- ③ 何時に帰るのか（帰宅予定の時間）
- ④ どうやって行くのか（徒歩・自転車など）

また、お子様には、「歩行者信号が青でも、車が完全に停止したことを確認してから渡ること」や「知らない人についていけないこと」など、交通安全や防犯対策等について、日頃から指導や見守りをお願いいたします。地域の見守り活動などとも連携し、こどもたちの安全の確保に努めてまいりますので、今後ともご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【今後の放課後の居場所づくりの取組について】

これまで実施してきた真鶴キッズ倶楽部（放課後児童クラブ）や放課後子どもいきいきクラブ（放課後子ども教室）に加え、2025（令和7）年4月1日より地域と連携して放課後の居場所を提供する全児童対策事業を開設しました。

また、寺子屋活動やこどもに関連する教室等、民間事業で展開するこどもの居場所についても情報を収集・発信し、真鶴町内のこどもの居場所を見える化していきます。

真鶴のこどもたちが多様な居場所で放課後を過ごし成長することができる環境を、地域の皆様と一体となって作ってまいります。

問合せ先

健康こども課 こども支援係 岸本
教育課 教育総務係 飯島

TEL 0465-68-1131（内線 2324）健康こども課
（内線 2363）教育課